

地域猫活動 ガイドブック

「飼い主のいない猫」との共生に向けて
～いのちにやさしい街づくり～



❀ まえがき ❀

堺市には、『野良猫が増えて困っている。』『ふん尿や鳴き声などにより困っている。』など、飼い主のいない猫（いわゆる、野良猫）による被害の相談が多く寄せられています。

これらの野良猫に関する問題は、もともと一部の無責任な飼い主が猫を捨てたり、不妊去勢手術をせずに屋外で飼育していて外で子猫が産まれてしまったりしたことに起因するものです。そして、そのような子猫に『かわいそう』という理由から無秩序にエサを与えてしまった結果、栄養状態をよくしてしまい、さらに子猫が産まれてしまうことになります。野良猫が増えてしまうと、今まで気にならなかったふん尿や鳴き声も迷惑に思うようになり、動物が好きな人でさえも、猫が嫌いになってしまう場合があります。また、地域の中で、迷惑を受けている人と猫にエサを与えている人との間でトラブルに発展する場合があります。

各自治体では、猫による問題を地域で解決するため、「地域猫活動」と呼ばれる方法が進められるようになってきました。このような地方自治体が支援する活動に端を発し、国も平成 22 年に「住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン」（環境省発行。以下、「ガイドライン」という。）を作成し、「地域猫」に関する記載をしました。

この冊子（ガイドブック）では、野良猫との共生を推進するため、「ガイドライン」に基づき地域猫活動についての基本的な考え方、手法などを記載しています。野良猫による迷惑を減らしたい人やかわいそうな猫を減らしたい人などが、ともに地域の問題として取り組む際、このガイドブックを活用していただければ幸いです。

🐾「地域猫活動」はどうして必要なのか？🐾

野良猫で迷惑している

- ・ふん尿で困っている
- ・鳴き声がうるさい
- ・子猫が増えて困っている
- ・食べ残したエサが不衛生である

かわいそうな猫を助けたい

- ・おなかをすかせた猫を助けたい
- ・エサを与えたいが猫が増えると困る
- ・飼いたいけど飼うことができない
- ・猫のために何かしたい

野良猫の迷惑を減らしたい!

かわいそうな猫を減らしたい!

共通の願い

野良猫を減らしたい!

そこで。。。
地域猫活動!

今いる野良猫と上手に付き合いながら、その数を減らしていく方法として、地域猫活動が考案されました。

世話をする人の役割

- ・活動の主体となる。
- ・地域の理解を得る努力をする。

地域住民の役割

- ・猫の問題について地域の問題として考える。

行政の役割

- ・地域猫活動の普及啓発。
- ・地域の対策に沿った、必要な支援。

目次

- P. 1 ~ 2 **1. 「地域猫活動」について**
- P. 3 ~ 12 **2. 地域猫活動のながれ**
- 1) 活動グループの結成
 - 2) 活動地域の猫の現状の把握
 - 3) 活動ルールと計画を作成
 - 4) 地域住民に説明、同意を得る
 - 5) 地域への活動の周知
 - 6) 猫の捕獲、不妊去勢手術の実施、猫のリターン
 - 7) 飼育管理について
 - 8) “地域猫” から “飼い猫” へ
- P.13 ~ 16 ○ **活動ルールと計画の一例**
- P.17 ○ **引用資料**



1. 「地域猫活動」 について

人と人との距離や人と犬や猫の距離が近く、人と犬や猫とが共生していくために種々の配慮が必要となってくる住宅密集地（集合住宅を含む）において、人と犬や猫が調和した快適な居住環境の維持向上、そして人と犬や猫が共生できる町づくりを図るための基本的なルールを示すことを目指し、環境省は平成 22 年に「ガイドライン」を作成しました。その中に、飼い主のいない猫（いわゆる、野良猫）に対する対策として地域猫活動が示され、次の1)～4)のように記載されています。

1) “地域猫” とは

地域の理解と協力を得て、地域住民の認知と合意が得られている、特定の飼い主のいない猫。

2) “地域猫活動” とは

その地域にあった方法で、

- 飼育管理者を明確にする。
- 飼育する対象の猫を把握する。
- 地域のルールに基づいて飼育管理する。

エサやふん尿の管理
不妊去勢手術を徹底
周辺美化 など



3) “地域猫活動” の目的

地域住民と飼い主のいない猫との共生をめざし、不妊去勢手術を行ったり、新しい飼い主を探して飼い猫にしていくことで、将来的に飼い主のいない猫をなくしていくこと。ただし、実際に数を減らしていくには時間を必要とするので、当面は、これ以上猫を増やさない、エサやりによる迷惑を防止するなどを目的とする。





4) 実施するためには…

猫による被害の現状を十分認識し、野良猫を排除するのではなく、地域住民が飼育管理することで、野良猫によるトラブルをなくすための試みであることを理解していただく必要があります。地域猫活動は、「猫」の問題ではなく「地域の環境問題」として考えていきましょう。

◇ “地域猫活動” のメリット

- ① 不妊去勢手術を行うことにより、
 - ・新たな子猫が産まれない。
 - ・繁殖期のうるさい鳴き声が低減する。
 - ・スプレー行為*が低減する。
 - ・猫の行動範囲が狭くなる。
 - ② エサのやり方をルール化することで、エサの散乱、ゴミあさりを防ぐことができる。
 - ③ トイレの設置と管理により、ふん尿の被害が減る。
 - ④ 地域で生命を大事にする気持ちが生まれる。
 - ⑤ 活動がきっかけとなり、地域のコミュニケーションが活性化する。
 - ⑥ 野良猫が減る。
- (※スプレー行為とは、オス猫が自分の縄張りを主張したり、不安を感じたりした時に示すマーキング行動の一つで、通常より少量の尿を柱などの対象物に噴射することです。)



🌟 ポイント：TNR 活動について

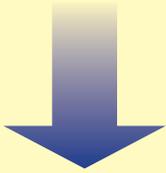
TNR 活動とは、Trap (捕獲)、Neuter (不妊去勢手術を施す)、Return (元のなわばりに戻す) の英語の頭文字をとった言葉で、飼い主のいない猫の繁殖を抑え、自然淘汰で数を減らしていく目的で実施するものです。

動物愛護の観点からも猫の自由繁殖を制限し、スプレー行為、繁殖期の鳴き声などが減り、尿の臭いも抑えられ、活動範囲もせまくなると言われています。

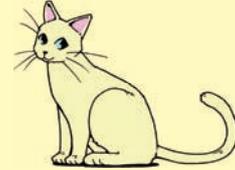
この活動は、地域猫活動の基本となる考え方で、地域の理解を得られているのであれば効果の高い手法です。ところが、地域の理解が得られていないTNR活動は、トラブルが生じる事があるのも実情です。

2. 地域猫活動のながれ

① 活動グループの結成



② 活動地域の猫の現状の把握・対象猫の特定



③ 活動ルールと計画を作成



④ 地域住民に説明、同意を得る



⑤ 地域への活動の周知を行う



⑥ 猫の捕獲、不妊去勢手術の実施、猫のリターン



⑦ 飼育管理の実施・継続

地域猫活動



⑧ 飼い猫（屋内飼育猫）にしていく努力



1) 活動グループの結成

活動をすすめ、継続していくためには多くの労力を要します。すでにボランティア活動をしている方々が主体となるのも良いでしょうし、地域で野良猫のふん尿等に困っておられる方々が主体となるのも良いでしょう。

しかし、1人で始めるのではなく、活動への参加に賛同する人を必ず複数、地域の中で募りましょう。かわいそうな猫を助けてあげたい、地域の猫問題をなんとかしたいと思っている人は近くにいます。今は無責任にエサを与えているだけの人も、活動に参加してくれるかもしれません。

地域外の人に助けを求めるのも一つの方法ですが、あくまで地域の活動です。サポート役として手助けしてもらいましょう。



ポイント：行政では野良猫を引取り、処分することは行っていません。

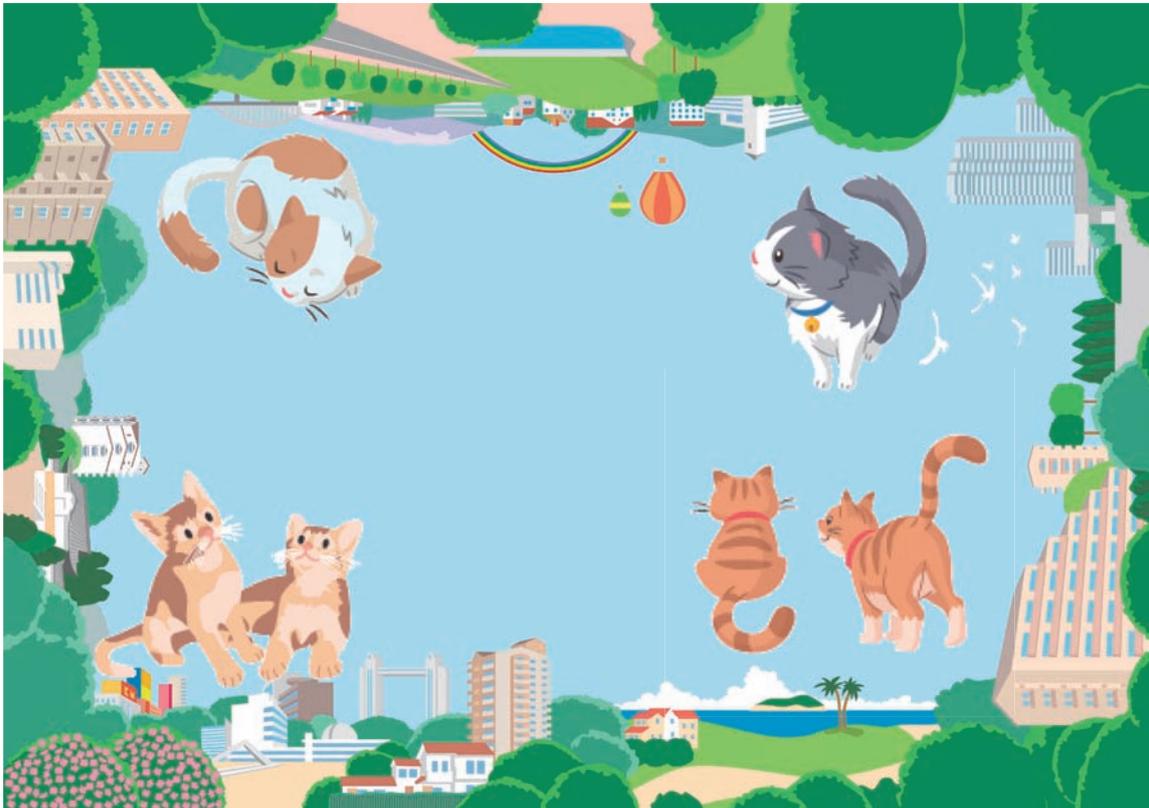
行政では、狂犬病予防法に基づき、放浪している犬や野良犬の保護・収容業務を行っていますが、野良猫を捕獲し、処分することは動物の愛護の観点からできません。



2) 活動地域の猫の現状の把握

地域猫にしていこうとする猫が何匹いて、それぞれがどのような猫なのか、どのようなエリアを行動範囲としているのか、誰かにエサをもらっているのか、本当に野良猫で飼い猫ではないのか、などなど。猫によるトラブル・問題も含め状況を把握しておく必要があります。

活動地域の範囲を明確にし、こまめに写真を撮って記録しておきましょう。猫の写真は、人の証明写真のようなものである必要はありませんが、特徴などは分かるようにしましょう。後ほど不妊去勢手術を実施する際に、飼い猫ではないことの確認にも役立ちます。



ポイント：猫の行動範囲は広くありません。

猫は各々が一定の広さの行動圏と狩猟圏を持っていますが、犬に比べはるかに行動半径が小さく、主として自宅とその庭程度が行動圏になっています。

メスや去勢されたオスの行動圏は小規模で狭いですが、去勢されていないオスは広く、メスの数倍と考えられています。



3) 活動ルールと計画を作成

地域での猫の飼育管理の方法には、「こうしなければならない。」というきまりはありません。しかし、地域の合意・理解を得るためにも、活動のルールを作ることは必要です。地域の方々と話し合いをする中で修正する必要も出てくるでしょう。また、地域での話し合いを持つことは、活動をする人を地域から募る機会にもなります。意見を出し合い、素案を作るつもりで取り組みましょう。

ルールには、エサやり・ふん尿の処理などの場所・方法などを決めるほか、グループ内で役割分担、ローテーション等を決め、無理なく活動が継続できるよう、体制を作ります。（※飼育管理の具体的な方法については、11ページ以降に記載しています。また、13ページ以降にはルール作りの一例も記載していますので、参考にしてください。）





4) 地域住民に説明、同意を得る

地域猫活動の実施には周辺住民の理解が必要であり、地域の合意・理解は不可欠です。この活動は、一方的に行えば人間同士のトラブルの原因になりかねません。

まず、周辺の人々に十分に趣旨を説明し、理解を得た上で行いましょう。地域で話し合いを行う際は、実際に活動を行う人、自治会、活動(猫の管理)に反対な方など、さまざまな立場の人を含めてください。

地域には猫が好きな人・嫌いな人が混在しています。特に、猫が嫌いな人の理解をすぐに得ることは難しいでしょう。また、すでに猫による被害が多い地域では、地域との話し合いも難しいかもしれません。猫による迷惑をどうすれば少なくしていくか地域の方と一緒に考え、少しずつ歩み寄っていくことも重要です。



ポイント：苦情や意見は真摯に受け止めましょう。

活動グループ結成の際には代表者を決め、連絡先などは明確にしておきます。トラブル・問題が発生した場合は対処し、苦情や意見は真摯に受け止めましょう。また、その内容は記録として残しておくことで役に立ちます。

ポイント：猫による迷惑防止策について、情報提供しましょう。

地域猫として一代限りの飼育管理を認められたとしても、住民の中には猫が嫌いな人やアレルギーなどで近寄れない人がいます。猫が家の敷地内に入ってこないような方法などを情報提供しましょう。

(例)

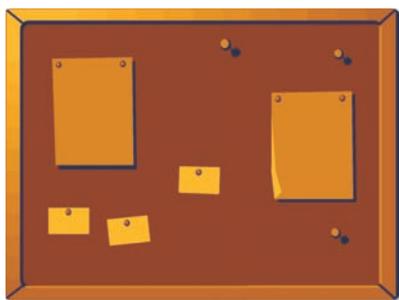
- ・ゴミだしのルールを守る。
- ・一度ふん尿をされた場所は、臭いが残らないようにきれいに洗い流す。
- ・猫の通り道に水を撒いて濡らしたり、波板や金網を張り、侵入不能にする。
- ・市販の猫よけ剤、コーヒーや紅茶のカス、木酢液などを撒く。
- ・市販の超音波発生装置(センサーが猫の動きを感知すると、猫が嫌う超音波を放射する装置)を設置する。



5) 地域への活動の周知

地域で活動を行うことを、より多くの方に知ってもらうことも必要です。また、グループとしてその活動を周知していくことも、多くの方の理解を得る一つの方法です。グループが中心になり、地域猫の世話をする人、自治会及び地域住民が集まり、説明会を開きます。

地域の中には、飼い猫を屋外で飼育している方もいるかもしれません。活動にあたって、野良猫と飼い猫の区別をつける必要があることから、地域で猫の屋内飼育などの適正飼育の啓発をしていきましょう。また、実際に地域猫の不妊去勢手術を実施する際には、対象の猫が飼い猫ではないか、回覧板や掲示板などで周知することも必要です。



ポイント：猫は屋内で飼育できます。

猫はエサが充分得られれば特に広い生活空間は必要としません。都会では猫を屋内で飼育する方が猫にとって安全です。

屋外で飼育すると、猫は他人の庭にふんをしたり、鳴き声等の迷惑をかけたりして、そのため猫がいじめられる危険性があります。また、交通事故にあう可能性があり、猫の多い地域では猫同士の接触の機会が増え、感染症の流行も多くなります。

屋内が、猫にとって安全で過ごしやすい環境となるよう、次のような配慮をしてください。

- ・不妊去勢手術をする。
- ・トイレのしつけをする。
- ・高い場所によじ登る習性があるので、立体的な運動ができるようにする。
- ・猫が遊べるような遊具を与える。
- ・外を眺める場所を設けるなどして気を紛らわせてやる。
- ・猫が嫌がらない程度に、ブラッシングをしてスキンシップを図る。



6) 猫の捕獲、不妊去勢手術の実施、猫のリターン

地域猫活動に不妊去勢手術は不可欠です。性成熟する前(生後6ヶ月頃)に、オス、メスともに行うことが望めます^{*}。また、手術済みの猫を再度手術しないために、そして、個体識別のためにも、不妊去勢手術した猫には耳にV字カットを施し、元の場所に返しましょう。

野良猫の不妊去勢手術は、感染症の院内感染源となる可能性があるなど、獣医師の負担も大きいようです。また、猫の捕獲が予定どおりいかないこともあるため、事前に、活動に理解のある動物病院へ協力を依頼しておくとい良いでしょう。

※猫の体重、健康状態によっては、手術できないこともあります。

ポイント：野良猫の捕獲について

野良猫は警戒心が強いいため、すぐに捕まえることは困難かもしれません。捕獲するときは、普段エサを与えている時間帯に行ってください。定期的にエサを与えていれば、その時間その場所に猫は姿を現します。

捕獲は活動グループの人が実施します。捕獲する際には、猫がパニックを起こして暴れ、引っかかれたり、噛み付かれたりすることもあるので、長袖シャツや皮手袋等を着用してください。なお、捕獲方法については、捕獲檻を使用することもできます。事前に動物指導センターにお問い合わせください。



ポイント：識別方法について

↓ 耳の先端をV字に
カットします。

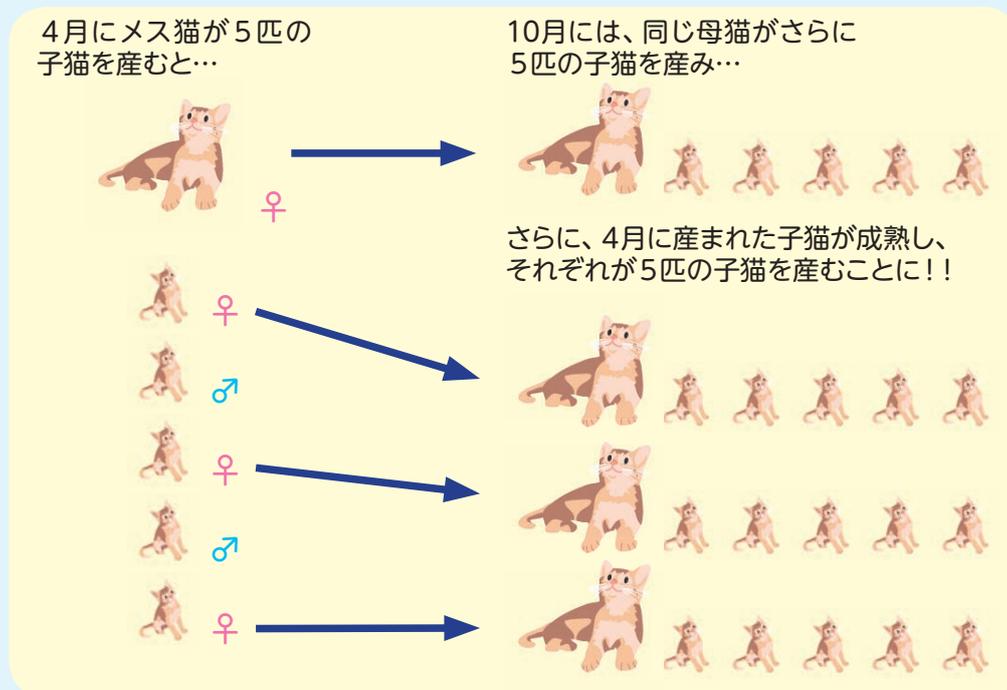


手術済みの猫を識別する方法としては、耳のV字カットのほか、耳ピアス(ビーズ)やマイクロチップなどがあります。しかし、ピアスやビーズは外れてしまったり、障害物にひっかけて怪我をしたりするおそれがあります。また、マイクロチップの装着は飼い猫には大変効果がありますが、外見上は分からないため、地域猫に対しては耳のV字カットを推奨します。

(※V字カットは、不妊去勢手術実施後、麻酔中に行うため、痛みは最小限に抑えられます。)

ポイント：不妊去勢手術はなぜ不可欠？

猫は早ければ生後6ヶ月で性成熟して、繁殖の能力が備わります。メス猫は1年に3回、約3ヶ月の間隔で発情します。猫は交尾の刺激によって排卵するタイプの動物であるため、妊娠の可能性は非常に高く、妊娠期間は2ヶ月前後と大変短く、一回の出産で3～8匹（平均5匹）もの子猫を産みます。さらに、子育ての時期もたった3ヶ月と短く、しかも哺乳中に妊娠可能となることも珍しくないため、放っておくとあっという間に増えてしまいます。



日本の家庭で飼われている猫の平均寿命は現在10歳前後と推定されていますが、野良猫の寿命はずっと短く3～4年と言われており、これは、栄養状態や病気、生活環境、交通事故等の要因が大きく影響しているものと考えられています。

このため、地域の全ての野良猫に不妊去勢手術を行えば、新たに子猫が産まれることもなく、徐々に数が減っていくこととなります。また、手術をすることにより性質がおとなしくなり、行動範囲が狭くなって、発情期の鳴き声やスプレー行為なども抑えられます。尿の臭いも抑えられるとも言われています。



7) 飼育管理について

(1) 水・エサやり

水場・エサ場は地域住民に迷惑がかからないような場所を選定し、固定します。活動グループの構成員の管理地以外に設置する場合は、管理者の承諾が必要です。承諾を得る際には、書面などにより相互に確認をしておいた方が良いでしょう。

エサは決められた時間に与え、それ以外には与えないようにします。量は猫が食べきれるだけを与え、食べ終わるのを待って容器を回収し、周辺の清掃を心がけます。置きエサは絶対にやめましょう。カラスがくることがや、ハエ・ゴキブリなどの害虫発生や悪臭の原因になります。

残飯を与えると、猫のふん尿の悪臭を誘発し、また、猫が人間の食べ物の味を知ることによりゴミなどをあさってしまう場合があるので、キャットフードを与えます。健康維持を考えて、エサの保管方法や賞味期限には配慮し、水は定期的に新鮮なものと交換しましょう。

ポイント：猫の食性について

猫はもともと亜熱帯の砂漠に住んでいた動物なので、他の動物と比較すると水の摂取量が少なく、狩猟動物の特徴として食い溜めすることができます。

(2) トイレの設置

地域住民の理解が得られる場所にトイレを設置し、そこで排泄させるようにしましょう。水場・エサ場同様、設置には十分な配慮と管理者の承諾が必要です。

トイレは常に清潔に保ち、排泄物は定期的に片付けましょう。

定期的にパトロールなどを行い、トイレ以外の場所に排泄してしまっても、すみやかに処理、清掃します。



ポイント：猫はきれい好き

猫はきれい好きで身体や居場所を汚さないため、一定の場所でふん尿をし、隠す性質があります。静かな落ち着いた場所に猫用のトイレを準備してやれば、ふん尿をすべき場所を覚えるでしょう。

飼い猫の場合、トイレの設置数は、猫の数+1が標準とされています。



(3) その後の管理

世話をしている猫の数、個体識別、健康状態の把握を行います。世話をする人が日によって変わる場合は、カルテなどを作って情報共有をしておくといいでしょう。

不妊去勢手術をしていない猫が入ってきた場合など、個体把握をしていれば対処が早くなります。また、エサ代や不妊去勢手術費など、1年間あたりに必要な資金が計算しやすくなります。

ポイント：捨て猫をなくすために

猫の飼育管理場所で、飼い猫が捨てられたり、他の地域から野良猫を捨てに来られたりすることがあります。これが繰り返されてしまうと、せっかく増やさないように活動をしていても、結果的に野良猫の数が減らないことになりかねません。このような行為を見かけたら、まずは警察に通報してください。

猫を捨てる事は犯罪です！

地域全体が猫を『捨てさせない』、『持ちこませない』という目を持ち、見守ることが重要です。

8) “地域猫” から “飼い猫” へ

地域猫を飼い猫にすることで、より早く飼い主のいない猫を減らせるとともに、猫にとってもより良い環境で生きていくことが可能になります。猫を屋内で飼育してもらえる新しい飼い主を探す努力をしましょう。

猫を捕獲し、新しい飼い主に譲渡する場合には以下のことに注意します。

(1) 十分人に慣れてから捕獲する

譲渡を目的とする捕獲は、猫に無用な警戒心を与えないために原則的に捕獲檻の使用を控えます。譲渡先の飼育に問題を生じさせないためにも、継続的なエサやりにより飼い猫に近い状態まで人に慣れさせてから捕獲します。

(2) 新しい飼い主への情報提供

新しい飼い主へは、地域猫であったことやその習性、留意事項を正しく伝えるとともに、終生飼育・適正飼育のための情報提供を行います。



○ 活動ルールと計画の一例

ここまで『地域猫活動』について説明してきましたが、活動の具体的事例を挙げてみましたので、参考にしてください。

<活動グループ>

活動グループのメンバーは別記1 (P.15) のとおり。

活動代表者 (Aさん) は、メンバー全員の氏名・住所・電話番号を地域の代表者に報告する。また、活動代表者及びメンバーが変更された場合は、すみやかに地域の代表者に報告する。

<活動エリア>

活動エリア・エサ場・水場・トイレの設置場所は、別記2 (P.15) のとおり。

なお、エサ場・水場・トイレの設置場所を変更する場合には、管理者の承諾を得るだけでなく、事前に地域の代表者に相談し、了解を得ることとする。

<地域住民への周知>

地域猫として管理しようとする対象の猫及び不妊去勢手術の実施時期の目安は、別記3 (P.15) のとおり。

活動代表者は、地域猫活動を行うことを事前に回覧板によって周知するとともに、対象猫が飼い猫でないことを確認する。

<カルテの作成・不妊去勢手術>

飼い猫でないことを確認した猫については、カルテを作成し (参考1 : P.16)、計画に沿って不妊去勢手術を実施する。また、手術した猫の耳にはV字カットを施す。

<地域猫の管理>

カルテの管理・エサやり・水の交換・トイレの掃除は、曜日ごとに担当者を決めて行う。(月・水・金…Bさん、火・木…Cさん、土・日…Dさん)

エサは固形のドライフードのみとし、容器に入れて毎日午後4時頃に与える。食べ終わった後は容



器を片づけ、周囲に食べ残しがあれば掃除する。また、エサを食べている間に猫の状態を観察し、異常があればカルテに記録しておく。

水は容器に入れて常時置いておき、1日1回交換する。

トイレは1日1回掃除し、週1回（土曜または日曜）は周辺の清掃を行う。

なお、エサ容器・水容器・トイレには地域猫活動で使用していることが分かる旨、シールを添付する(参考2:P.16)。

<苦情等への対応>

活動エリア内の住民から猫による苦情があった際には、地域の代表者から活動代表者に通報する。通報を受けた場合、活動代表者は誠意をもって対応し、必要に応じて相互に話し合いをもつ。

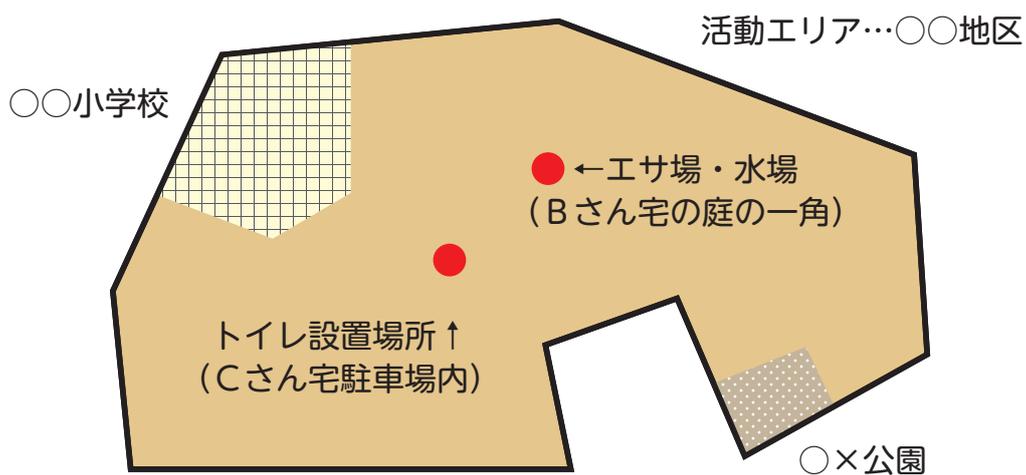


別記1 グループメンバー一覧

グループ名：〇〇猫の会

	氏名	住所	電話番号
代表者	Aさん	堺市〇区△町×× - 〇	123-4567
	Bさん	堺市〇区△町×× - △	234-5678
	Cさん	堺市〇区△町×× - □	345-6789
	Dさん	大阪府□市△町××	090-0000-0000

別記2 活動エリア



別記3 対象猫一覧と不妊去勢手術実施計画

番号	写真	性別	毛色	特徴 (識別方法など)	飼い猫でない ことの確認	手術 予定日
1		オス	キジトラ	黒の首輪	平成25年4月 回覧板によって 周知	平成25年 4月頃
2		メス	白茶黒	しっぽが5cm くらいしかない	平成25年4月 回覧板によって 周知	平成25年 5月頃



参考1：カルテの書き方（一例）

番号	1	
性別	オス	
毛色	キジトラ	
特徴（識別方法など）	黒の首輪	
初めて目撃した日	H25. 4.XX	
不妊去勢手術実施予定日	H25. 5.XX	
不妊去勢手術実施日	H25. 5.XX	
日付	健康状態	特記事項
H25. 4.XX	異常あり・異常なし	エサよく食べる
H25. 4.XX	異常あり・異常なし	食欲なし・耳かゆがる
...		
H25. 5.XX	異常あり・異常なし	Aさん宅で捕獲・〇〇動物病院に搬送
H25. 5.XX	異常あり・異常なし	〇〇動物病院で去勢手術
H25. 5.XX	異常あり・異常なし	Aさん宅でリリース
...		
H25. 7.XX	異常あり・異常なし	姿見せず

参考2：エサ容器・水容器・トイレに添付するシール（一例）

この地域では地域猫活動を行っていますので、
この容器（トイレ）は片づけないでください。

グループ名：〇〇猫の会
 代表者連絡先：Aさん
 TEL 123 - 4567



○ 引用資料

- ・住宅密集地における犬猫の適正飼養ガイドライン

平成 22 年 2 月 環境省 発行

- ・猫のテキスト（動物適正飼養教本Ⅱ）

社団法人 日本動物保護管理協会 発行

地域猫活動は、地域の皆様の理解と協力によって進みます。
まずは、ご近所で話し合ってみませんか？



地域猫活動ガイドブック
「飼い主のいない猫」との共生に向けて
～いのちにやさしい街づくり～

平成 25 年 6 月発行

編集・発行 堺市健康福祉局健康部

保健所動物指導センター

〒 590-0013 堺市堺区東雲西町 1 丁 8 番 17 号

電話 072-228-0168 FAX 072-228-8156

E-mail doshi@city.sakai.lg.jp

行政資料番号：1-H2-13-0112